

石岡市空家等対策協議会要綱（案1）

（平成28年3月25日石岡市告示第114号）

（設置）

第1条 この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、石岡市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第2条第2項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）の判断基準に関する事項
- (2) 法第6条第1項に規定する市の空家等対策計画の作成及び変更に関する事項
- (3) 空家等の適正な管理及び活用に関する事項
- (4) 特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 空家等の対策に関し、専門的な知識及び経験を有する者
- (2) 市民及び各種団体代表
- (3) その他空家等の適正な管理及び活用に関し、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長には、市長をもって充て、副会長は委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(特定空家等の判断基準)

第7条 特定空家等の判断に当たっては、国が定めた「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」中の「特定空家等の判断の参考となる基準」の定めに沿って、総合的に判定するとともに、次の各号のいずれかを満たすこととする。

- (1) 通学路等、道路沿いの空家等で通行上危険と判断できるとき。
- (2) 周辺建物の密集具合等により、付近の建物等に被害のおそれがあるとき。
- (3) ごみの放置や不法投棄により、付近の住民等に悪臭等の被害のおそれがあるとき。
- (4) 観光施設や文化財等、周辺の敷地の用途により、空家等の影響で著しく景観を損なっていることで特に配慮が必要と判断できるとき。
- (5) その他、前各号に定めるもののほか、周間に悪影響をもたらすおそれがあるか否か、その悪影響が社会通念上許容される範囲を超えるか否かを判断した上で、選定することが妥当であると判断できるとき。

(専門部会)

第8条 協議会には、付議すべき議案の調整等を行うため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。